

分煙の方法を
技術的な側面で
情報提供

薛 私たちは石田さんたちのことを、「分煙コンサルタント」と呼んでいます。具体的にはどのようなお仕事をしているんですか。

石田 私どもの分煙コンサルティング活動では、自治体や企業、飲食店などの方々が分煙環境を整備する際、その方法についてアドバイス等をさせていただいています。JT分煙試験室での技術的な研究や検証、ホームページでの情報提供なども行っています。

パチンコユーザーの6割が喫煙者という。そんなパチンコ業界にとって喫煙環境に対する対策は喫緊の課題。2003年、厚生労働省の「健康増進法」施行に続き、一昨年は神奈川県で「公共施設における受動喫煙防止条例」が施行された。他県でも同様な動きがある。さらに厚生労働省は「労働安全衛生法」の改正を準備しつつある。これまでホールなどは「努力義務」として実際の適用が免除されてきた基準が、本格的な規制値として適用されるかもしれない。日遊協は6月1日、東京のベルサール秋葉原で、節電とともに「分煙」をテーマに「環境フォーラム+パチンコ&パチスロフェスタ」を業界関係者向けに開き、ホールにおける分煙対策について改めて業界の注意を促した。

日本たばこ産業(株)社会環境推進部課長、石田頼弘氏を招き、ホール経営の視点からさまざまな問題点についてお聞きした。聞き手は日遊協社会貢献・環境対策委員会、薛博夫委員長。



ゲスト

日本たばこ産業株式会社(JT)たばこ事業本部渉外グループ社会環境推進部課長

石田頼弘氏

選択肢がそろって

薛 なるほど…。

石田 「どのように分煙すればいいのかわからない」「喫煙スペースからのニオイや煙の漏れを防止する方法を教えてください」など、分煙環境に関する相談件数は2004年の活動開始以降毎年3000〜5000件、昨年までの累計で2936件にのほります。喫煙に関する社会の状況は年を追って変化しており、求められる分煙環境の形も変化していくものと考えられます。私たちはこれからも、時代にあった分煙環境整備のお手伝いをさせていただこうと考えているところです。

**6割が喫煙者
ホールにとって
深刻な状況**

薛 受動喫煙対策については、すでに厚労省の健康増進法の施行、一昨年の神奈川県条例の施行などがあります。加えて、現在、厚労省による労働安全衛生法の改正作業が進み、これが実現すると受動喫煙に対するより厳しい規制が行なわれそうです。受動喫煙に対しては私たちも対策をとるのは急務

自由な「分煙社会」を

聞き手一日遊協社会貢献・環境対策委員会委員長

薛 博夫 氏



だとは思いますが。ただ、パチンコファンの6割が喫煙者という現実を考えると、ホール経営にとって極めて深刻な影響があるのではないかと心配です。労働安全衛生法改正の動きをどう見えていますか。

石田 私たちも報道されている程度の情報しか持ち合わせておりませんが、基本的な趣旨としては神奈川県条例などは健康増進法を背景に、施設の利

環境フォーラム
2012 in 東京

プラス
パチンコフェスタ & パチスロフェスタ

6/1 [金] AM 10:00 ~ PM 5:00

環境フォーラム
6/1 [金] のみ 1日開催

パチンコフェスタ
6/1 [金] AM 10:00 ~ PM 5:00

パチスロフェスタ
6/1 [金] PM 5:00 ~ PM 8:00

会場：ベルサール秋葉原

ポスター(環境フォーラム)

用者・顧客・住民など不特定多数の方の受動喫煙防止を対象としていたのに対し、改正労働安全衛生法案は労働者を対象としている点が特徴です。当初、事業者に対して禁煙もしくは完全分煙、飲食店等には受動喫煙の低減を義務付ける内容でしたが、国会審議の過程において、飲食店等にとって厳しい内容であることから、事業者への支援を中心とした内容に見直しは始めているのではと思われま

数値を参考に 配慮した空間を 実現できるが

薛 実は私たち社会貢献・環境対策委員会の有志が都内の郊外駅前店、駅前店、郊外店など4店舗の粉塵濃度を調べました。その結果、2店舗でホール内の島奥などで粉塵濃度0・15mg/m以上を検知しました。大掛かりな調査ではなくほんのサンプル調査ではありましたが、基準以下のホールは駅前店などに結構ありそうな感じもします。

石田 厚生労働省「分煙効果策定検討会報告書」にも示されている、境界部分（開口部）における非喫

煙場所から喫煙場所方向に一定の空気の流れ（風速が毎秒0・2メートル以上）があることや、喫煙室内の粉塵濃度が1mあたり0・15mg以下であること、などといった数値を参考として分煙環境整備をすることで、たばこを吸う方、吸わない方双方へ配慮した空間が実現するのではないかと思います。ただ、事業内容や規模は事業所ごとに異なる中で、労働者や顧客の状況も様々であることを踏まえ、法令等で一律的な基準を設けるのではなく、事業者において各職場の実態に応じた対策が可能となるよう、現実的な対策メニューが幅広く提示されていることが重要と考えます。

オフィスでは 70%が分煙だが 状況はさまざま

薛 法改正の動きはわかりました。私たちはお客様、従業員すべての人について、健康で快適な環境を整備するのは事業者の義務だと考えています。そこで、実際の禁煙、分煙の状況はどうなっているのでしょうか。たとえば、オフィスの

場合ではどうでしょう。

石田 オフィスの場合、事業所の約5%がそれぞれの自席で自由にたばこが吸えます。25%が禁煙、残りの70%が分煙を実施しているといったデータがあります。（東京サーベイ・リサーチ）

ただ、分煙といっても、ただ灰皿が置いてあるだけであったり、分煙機だけがあるというような状態も含め、分煙の状況はさまざまです。

薛 なるほど。

石田 例えばこういった状況の中で、労働安全衛生法が改正され一律厳格な基準が適用された場合、追加の設備投資が発生することが十分想定されます。また、多くの事業所では分煙の取り組みは進んでおり、先行して対策を講じた事業所が不利益を被ることがないよう、実態を踏まえた弾力的な要件・基準を定めるべきだと考えます。

薛 そうですね。

喫煙スペースで リラックス 見直される効果

石田 最近の報告では、通常の打

ち合わせや商談とは違う、喫煙スペース内でのリラックスした雰囲気なかでの会話（インフォーマルコミュニケーション）も、業務に新たなアイデアなどを生み出すために効果的であり、リフレッシュスペースや喫煙スペースはコミュニケーションの活性化に寄与する場所として有効であるとされています。こういった効果はたばこを吸わない方も一定の理解を示しており、ニオイや煙の漏れないスペースであれば、オフィスに分煙環境があることを許容しています。

薛 飲食店などの施設ではいかがでしょう。パチンコ店などでも事務所内であればある程度の厳しい禁煙、分煙は可能ですが、お客様がおられる客席ではファンの6割が喫煙者という状況から見ますと、難しい問題があるように思います。他のサービス業での取り組み状況はどのようなものですか。

石田 昨年の全国たばこ喫煙者率調査（日本たばこ産業株式会社調べ）では、喫煙者は全国平均で21・7%ですが、飲食店の来客のうちファストフードなどでは約3割が喫煙者です。焼肉店、居酒屋では約4割強、バーなどでは約5

インタビュー「明日を拓く」

選択肢がそろっていて自由な「分煙社会」を

割強の方が喫煙者です(クロス・マーケティング調べ)。いずれにしても全国平均よりかなり上回っています。ファストフードや寿司店などは全面禁煙しているお店もありますが、喫煙者の飲食店選択理由として「たばこを吸えること」が選択理由の一位に挙げられているなど、喫煙が直接営業に結びついているような業態の場合は、分煙環境整備が重要だと思います。

ぱちんこ店も若い女性や主婦のニーズに応じて

薛 他業界よりも常に一歩進んだ対策というのがパチンコ業界には求められていますから、難しいといっているわけではありません(笑)。それとはともかく、パチンコ店といえどもまったく分煙を考えなくていいという時代ではもはやないということ、肝に銘じなくてはならないと思います。

石田 たばこを吸う人にとって喫煙できるかどうかは、飲食店等を選ぶ際の判断材料になると同時に、たばこが吸えないことで入店を止める喫煙者も多数存在します。

実際、禁煙にしたらたばこを吸うお客様が減少し、お店の売上が落ちてしまったというお話もお聞きします。一方、たばこを吸われないう方もその多くは全面禁煙までは求めていません。ただし、煙やニオイを迷惑に感じている人がいるのも事実です。飲食店は食事やお酒、会話などを楽しむ場であると同時に、商談や打ち合わせなどさまざまな用途で利用されることが想定される場所です。これらすべての方々が快適に過ごせる環境であることが求められます。たばこを吸う方、吸わない方の双方に快適に過ごしていただき、より多くのお客様に来店していただくために「分煙」は1つの解決策といえるのではないのでしょうか。

店頭表示や昼夜の区別などできることから

薛 サービス業の分煙対策で最も

必要なことは何でしょうか。石田 例えば飲食店などの場合、「当店では喫煙可能です」あるいは「分煙を実施しています」など店舗の喫煙環境をお客様が入店する前にお知らせする店頭表示も、簡単に出来るひとつの取り組みであり、ひとつの分煙のカタチです。喫煙できるお店もあり、分煙のお店もある。そういったさまざまな選択肢が揃っていて、お客様はそれらから自由に選ぶことができる社会が、より良い分煙社会ではないかと思えます。また「ランチタイムは禁煙ですが、夜は喫煙OK」などといったルールを作るのもひとつの分煙のカタチです。この時間分煙ならお店の営業形態に応じて柔軟に喫煙ルールの対応が可能です。パチンコ店などもこうした観点から、お客様のニーズに合わせて取り組みが必要になってくるかもしれませんね。

空気の流れてエリアを仕切る分煙が可能に

薛 パチンコ業界でもさまざまな分煙の取り組みが進んでいます。最近できたマルハン川越店では、空間をあえて仕切らなくても空気が漏れない空間分煙という分煙方法を採用して話題です。

石田 大空間でありながら、排気



マルハン千葉北店の分煙(手前が喫煙エリア、奥が禁煙エリア)

インタビュー「明日を拓く」

設備を喫煙エリアに集中し非喫煙エリアから喫煙エリアに空気の流れを形成することで非喫煙エリアと喫煙エリアの境界部分に仕切りのない分煙を可能にしていますね。



いしだ・よりひろ
1969年生まれ。千葉県出身。芝浦工業大学工学部建築工学科卒。1992年日本たばこ産業株式会社、JTの主要施設の設計に携わる。08年に社会環境推進室（現・社会環境推進部）分煙コンサルタントとして分煙に関わるさまざまな活動に従事。一級建築士。

「分煙」のあり方を力説する石田課長

石田 パチンコホールは、大空間であったり、また人や遊技機の熱負荷も多く、排気、空調設備もある程度整っているのではないかと思います。そうした設備を効率的に利用すれば、必ずしも新たな設備投資をせずとも、ちょっとした空気の流れに配慮することで、たばこを吸われる方、吸われない方双方が快適な共存空間の実現が可能ではないかと思えます。

ぱちんこをしなくても喫煙
そんな空間を

薛 駐車場やコンビニなどで、喫煙環境を整えようという動きもありますね。

石田 お客様サービスのひとつとして実施されているのではないで

しょうか。コンビニによっては周辺道路までゴミ拾いを実施して、地域環境美化に務めているところもありますね。単に灰皿を置いておくだけではないと思います。今後もそういった取り組みが進んでいくといいですね。

薛 将来的には、パチンコ店を町の喫煙スペースとして使っていただくというアイデアがあります。いかがでしょうか。パチンコをしなくても、たばこが吸いたくなったら、町のパチンコ店で心行くまで、というような習慣が生まれたら、パチンコ店の営業にとっても何らかのプラスになるのではないかと思います。

石田 弊社の商品を愛用してくださるお客様がいらっしやる限り、愛煙家サポー

トという意味からも喫煙場所の整備は必要だと思えます。適切な喫煙場所を設けることで、そこでの喫煙をルール化することで、ポイ捨てや人目を避けた場所での喫煙を防止する効果が期待できます。そういった点からも非常にいいアイデアではないかと思えます。

吸う方も
吸わない方も
共存できるよう

薛 今後、JTでは、分煙環境作りをどのように進めていこうと思っていますか。

石田 JTでは「たばこを吸う方にとっても吸わない方にとっても快適で双方が共存できる、環境」 「たばこを吸う方にとっても吸わない方にとってもさまざまな選択肢



せつ・はくふ
1954年生まれ。東京都出身。日本大学生産工学部卒。工作機械の商社を経て1983年、富国物産株式会社。現在、同社常務取締役。同友会副代表理事。日遊協社会貢献・環境対策委員会委員長。ホール5団体小委員会環境実務者会議座長。

パチンコ産業の危機感を説明する薛委員長

が揃っていて、それらを自由に選べる環境」が重要と考えています。分煙にはさまざまなカタチがあります。喫煙スペースを設置する、喫煙エリアと非喫煙エリアを分ける、壁で仕切るなど、これら一つひとつはもろもろ有効な分煙手法です。ただ、分煙のカタチをひとつに決めてしまうのではなく、先ほど申し上げましたが、さまざまな選択肢がそろっていてそれらを自由に選べる環境であること、それがより良い「分煙社会」であると考えています。

薛 同感です。

石田 JTではこれまで培ったノウハウを生かし、たばこを吸う方吸われない方双方を考慮した空間作り、そして双方が協調して共存できる社会の実現に取り組んでいきます。

薛 たばこを吸う人吸わない人が双方穏やかにハッピーな方向にいくようサービスするというのは、私たち事業者の勤めだとも思います。それには、お客様がそれを自由に選べるということが一番大切なことなのでしょうね。

本日はお忙しいところ、ありがとうございました。